西ノ島町定住促進空き家活用住宅入居者募集案内

今回、定住促進空き家活用住宅の入居者を募集します。

定住促進空き家活用住宅とは、町内にある空き家を有効活用して、定住者等の住まいとして確保した住宅です。

入居申込手続きについて

【申込期間】

　　期間：令和７年10月8日（水）から令和7年10月15日（水）まで

　　時間：午前8時30分から午後5時まで

　　場所：西ノ島町役場環境整備課

　　郵送：〒684-0303

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4　西ノ島町役場環境整備課業務管理係

【申込方法】

　　定住促進空き家活用住宅入居申込書に必要事項をご記入のうえ、入居希望者全員の住民票を添えて申込場所まで提出して下さい。

【申込者要件】

1. 西ノ島町に新たに転入し、居住する意思のある方
2. 5年以内に西ノ島町に転入し、定住している方
3. 現に、住宅に困窮していることが明らかな方
4. （１）から（３）のいずれかの方で、家賃を毎月支払うことができること

【募集戸数】　１戸

【現地公開】

　　入居申込をされた希望者のみをご案内します。公開は平日とします。

【入居者の選考】

　　申込者の中から貸与の必要性が高いと判断される方の順位により入居者を決定します。ただし、順位を定め難い場合は、抽選により入居者を決定します。

入居許可後の手続きについて

【提出書類】

1. 賃貸借契約書
2. 入居申込者本人の印鑑登録証明書
3. 保証人の印鑑登録証明書
4. 確認書
5. 確約書

【住民票の移動】

　入居後（賃貸借契約後）、14日以内に住民票の異動手続きを西ノ島町役場町民課にて行って下さい。

【賃借料の納付】

　毎月末日までに当該月分を所有者の指定する口座への振込みとなります。入居期間が1カ月に満たない月の賃借料は日割計算となります。

【入居における注意事項】

1. 入居にあたっては、現状有姿での入居となります。
2. 犬・猫等のペットの飼育は禁止しております。
3. 光熱水費、上下水道使用料等は入居者の負担となります。
4. 次に該当するときは、入居者に対し本住宅の明渡しを求めることがあります。

①不正行為により入居したとき

②賃借料を3ヶ月以上滞納したとき

③正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき

④地域社会の平穏を阻害する行為をしたとき

⑤反社会的と認められる団体（暴力団等）の構成員であることが判明したとき

⑥条例、賃貸借契約の規定に違反したとき

⑦本住宅の所有者と締結した賃貸借期間が満了したとき、または満了前に本住宅の所有者と町との間の賃貸借契約が終了したとき